

明石市屋外広告物条例

よくある質問

2025年3月

はじめに

本書は明石市屋外広告物条例の運用において、よく寄せられる質問をまとめたものです。

これまでの事例を基にした一般的な取扱いであり、例外的な判断を要する場合がありますので、適用の可否につきましては必ず事前に市へご相談いただきますようお願いいたします。

また、本書を公表する以前に掲出された既存広告物のうち、異なる判断で許可されているものにつきましても、順次、意匠変更や改修の際に、本書に沿った内容へのご対応をお願いすることとなりますので、何卒ご了承ください。

2025年3月
明石市都市局都市整備室都市総務課

もくじ

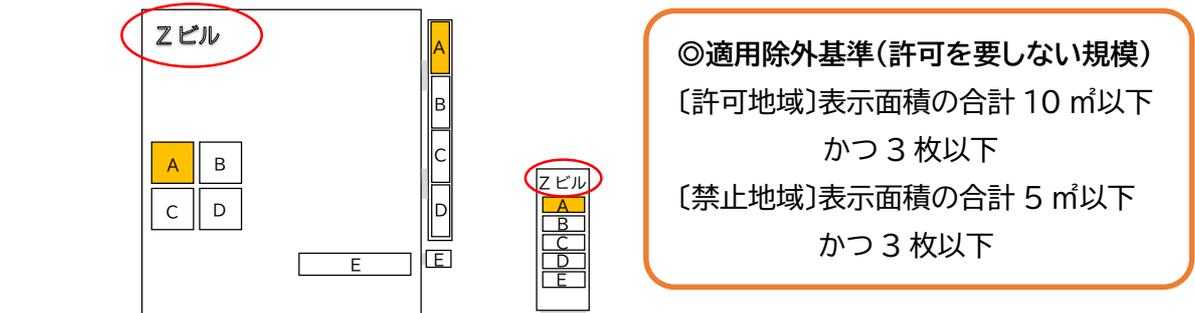
1 自家用広告物等	1
・複数テナントが入居するビルの適用除外基準はどう判断すべき？	
2 屋上を利用するもの	2
・「広告物等の高さ」とはどの部分を指す？	
3 壁面を利用するもの	4
・凹凸がある建物はどこを一壁面と判断すべき？	
・隅切り形状の建物はどこを一壁面と判断すべき？	
・ガソリンスタンドキャノピー壁面の表示面積の算定方法は？	
4 自己の敷地外に建植える案内誘導のためのもの	6
・案内誘導のために必要な表示内容とは？	
・「表示面の面積に対する割合1/4 以上」の算定方法は？	
5 可変表示式広告物等	8
・許可基準を知りたい。	
・可変表示式広告物は、「LED サイン等」に含まれる？	
・可変表示式広告物等の許可申請手数料の算定方法は？	
・道路等で敷地が分断されている場合、「一の敷地」はどのように判断すべき？	
6 その他全般	11
・道路と設置場所で高低差がある場合、地上からの高さはどこで算定する？	
・複数の板面に表示する広告物の手数料に係る表示面積の算定方法は？	
・白板表示へ変更した場合は除却とみなされる？	
・白板表示への変更許可後、新たに掲出するテナント等が決まった場合は？	

1 自家用広告物等

Q 複数テナントが入居するビルの適用除外基準はどう判断すべき？

テナントビルに掲出する場合の適用除外基準(許可の要否)は、ビル全体で判断します。

<テナントビルイメージ図>



(1)テナントビル所有者 Z が申請者となるケース

- ・広告物すべてを Z の自家用広告物とします。

(2)テナント入居者(A~E)それぞれが各テナント分の申請者となるケース

- ・広告物 A~E それぞれを各テナントの自家用広告物とします。
- ・館銘板(図中 ○ 部分)については Z の自家用広告物として取り扱います。
- ・適用除外基準の適用は、一敷地内すべての広告物等の個数又は表示面積合計で判断します。

例)許可地域内にある上図テナントビルにおける所有者 Z の許可申請の要否判断

①テナント入居者未定につき、館銘板のみを掲出する場合

表示面積の合計が 10 m²以下 : 申請不要(適用除外)

表示面積の合計が 10 m²超 : 申請必要

②①の掲出後にテナント入居者 A が図中 ■ 部分に広告物を掲出した場合

一敷地内における広告物の個数が4個以上となるため A も Z も申請必要

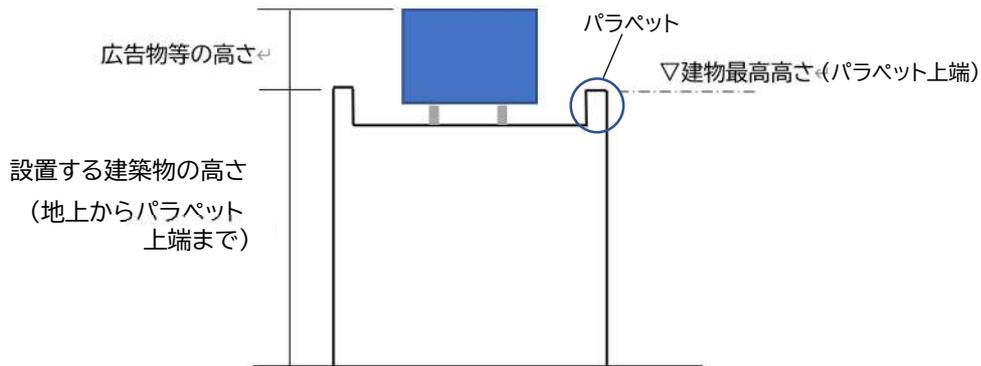
管理上、(1)のケースが望ましいですが、テナント間でのとりまとめ等が困難な場合にあっては(2)のケースも可能とします。

ただし、所有者または各テナント間で許可状況を把握し、できる限り一括管理に努めてください。特に高さ4mを超える突出看板等の安全性は個々の掲出範囲だけで判断せず、有資格者による一元的な管理・点検を徹底してください。

2 屋上を利用するもの

Q 「広告物等の高さ」とはどの部分を指す？

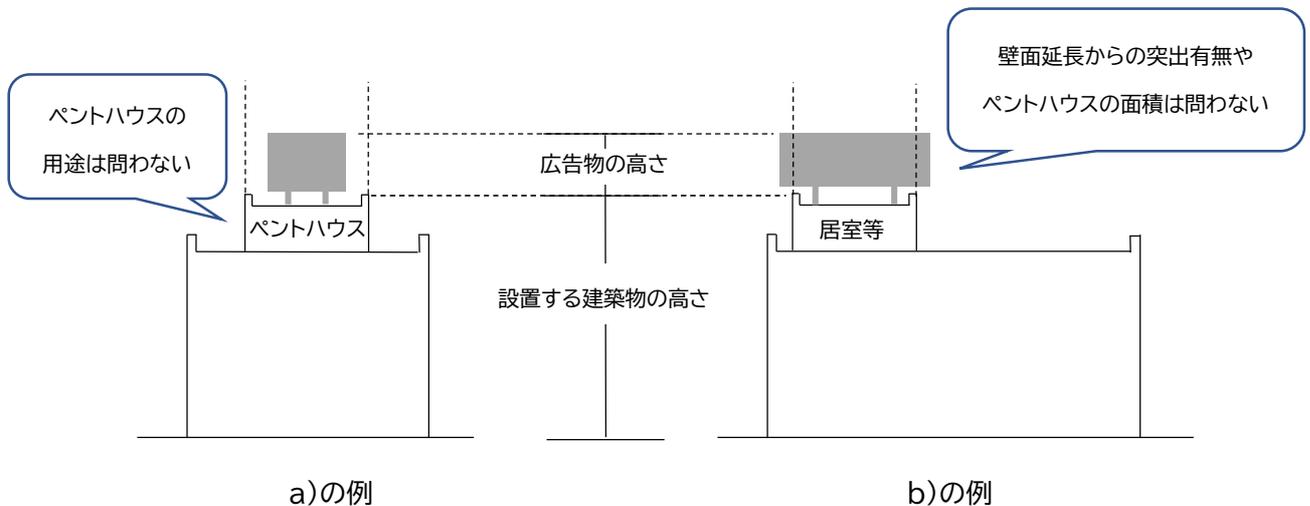
許可基準に規定されている「広告物等の高さ」とは、建物最高高さのパラペット(※1)上端から広告物の上端までの高さをいいます。



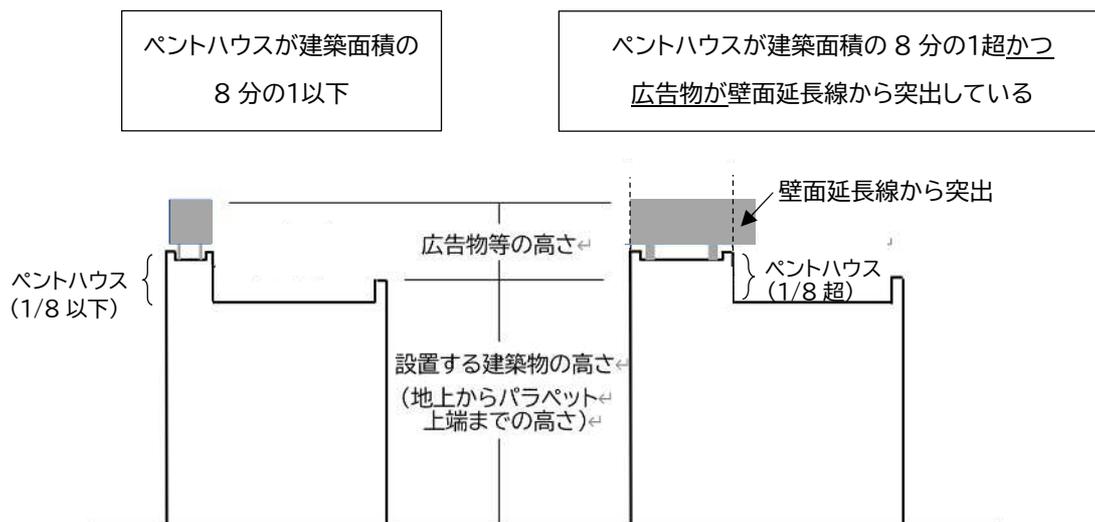
ただし、ペントハウス(※2)の上に設置する場合の広告物等の高さは下図のとおりとします。

ア 次のいずれかに該当する場合

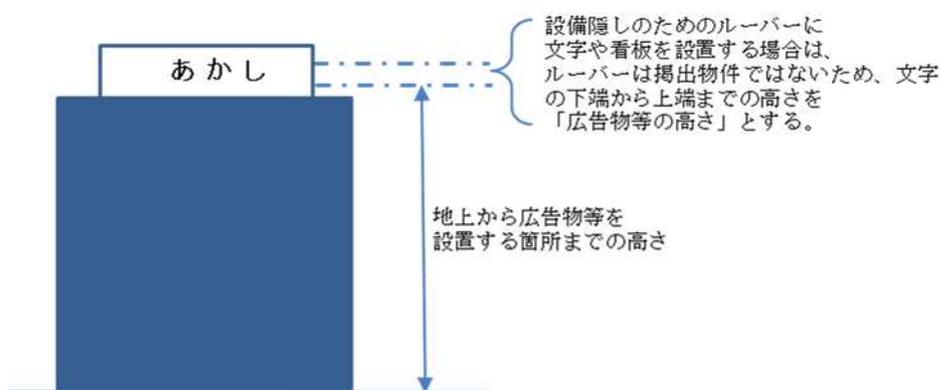
- a) ペントハウスの水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積(※3)の8分の1を超え、かつ、当該広告物等がペントハウスの壁面の延長面から突出していない
- b) ペントハウスが階段室・機械室以外の用途(居室等)に利用されている部分を有する



イ アに該当しないもの



ウ 屋上に設置されているルーバーに表示する場合



※敷地が商業系地域とその他の地域に分かれている場合は、過半を占める地域区分による許可基準を適用します(他の広告物等についても同様)。

◆用語の解説◆

(※1)パラペット

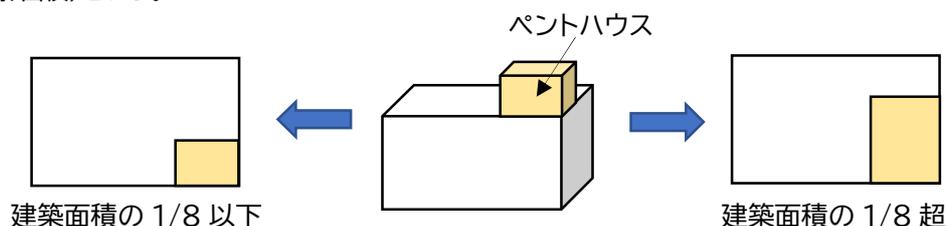
建物の屋上やバルコニー等の外周部に設けられた立ち上がり壁のこと。

(※2)ペントハウス

階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分のこと。「塔屋」「屋上構造物」ともいう。

(※3)建築面積

原則として建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分を真上から見た場合における面積(水平投影面積)をいう。



3 壁面を利用するもの

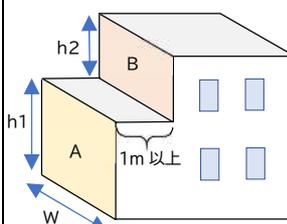
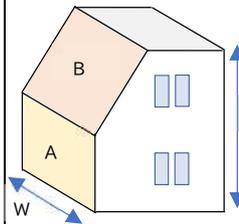
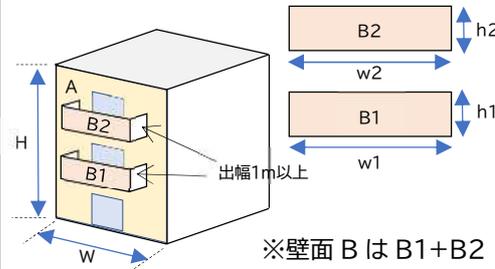
Q 凹凸がある建物はどこを一壁面と判断すべき？

相互の壁面に一体性がある場合、原則として、壁面の前後差が1メートル未満の場合は一壁面、1メートル以上の場合には別壁面と判断します。

相互の壁面に一体性があるかどうかは建築物の規模、形状によって異なるため、建築物の平面図及び立面図による事前相談が必要です。

なお、開口部については壁面面積に含みます。

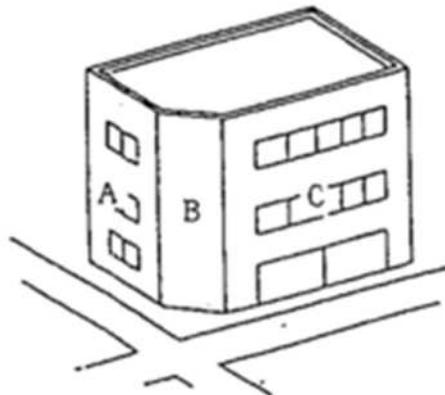
<一壁面と別壁面の判断事例>

	例1	例2	例3
イメージ			
AとBの関係	別壁面	一壁面	別壁面
壁面面積	(A) $h1 \times W$ (B) $h2 \times W$	$H \times W$	(A) $H \times W$ (B) $h1 \times w1 + h2 \times w2$ ※壁面 B は B1+B2

Q 隅切り形状の建物はどこを「一壁面」と判断すべき？

隅切り形状の建物については、下図の A+B または B+C をそれぞれ一壁面とします。

壁面 B に壁面利用広告物を掲出する場合、面積規制(壁面面積の 1/4 または 1/5 以下)は、A+B または B+C のいずれか面積の大きい方で算出することができます。





ガソリンスタンドキャノピー壁面の表示面積の算定方法は？

ガソリンスタンドキャノピーへの表示は、次表の取扱いに従って判断します。
いずれのパターンに該当するか判断しかねる場合は事前に相談してください。

パターン例	表示面積
単色のみ 	屋外広告物とみなさない
単色+店名ロゴ等 	ロゴ等部分の合計 ($H1*W1+H2*W2$)
複数色(コーポレートカラー)のみ【塗装】 	グラデーション範囲のみ($H*W$)
複数色(コーポレートカラー)のみ【パネル】 	一体の板面全体($H*W$)
複数色+店名ロゴ等 	一体の板面全体($H*W$) ※塗装／パネルの別を問わない
同一板面上に単色+内照式店名ロゴ等パネル 	ロゴ等部分のみ($H*W$) ※切り文字の場合はその外寸とする ※単色部分は塗装／パネル等の別を問わない
同一板面上に内照式ロゴ等パネル+複数色塗装 	仕上げ毎($H1*W1$ 、 $H2*W2$) ※数量は 2 個とする
同一板面上に内照式ロゴ等パネル+複数色パネル 	パネル毎($H1*W1$ 、 $H2*W2$) ※数量は 1 個とする

4 自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのもの

Q

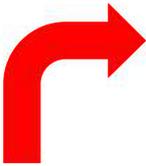
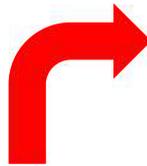
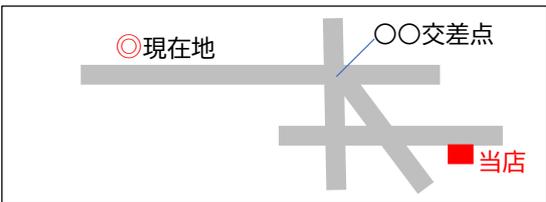
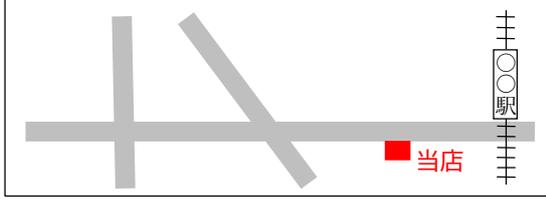
案内誘導のために必要な表示内容とは？

案内を目的として掲出する広告物を指します。

したがって、以下の「案内誘導広告物として認められる例」のとおり、掲出地点からの誘導内容を表示していただく必要があります。

注意

- 自己敷地外建植の掲出が不可である禁止地域等で適用除外によって許可することから、一般の非自家用広告物とは掲出する目的が異なることを十分ご理解ください。
- 案内誘導広告物として認められるかどうかは、申請前に必ず市へ確認してください。

案内誘導広告物と認められる例	案内誘導広告物と認められない例
<p>この先信号</p> <p>右折〇km</p>  <p>右左折位置や直進距離が明確にわかるもの</p>	 <p>矢印のみで、右左折位置が分からないもの</p>
<p>入口はこちら</p>  <p>現在地から進む方向が明確にわかるもの</p>	<p>〇〇小学校前</p> <p>〇〇マンション1F</p> <p>掲出地点からの誘導になっていないもの</p>
 <p>現在地が表示されている地図</p>	 <p>現在地が表示されていない地図</p>
<p>直進〇m</p>  <p>容易に誘導できる位置への設置が望ましい</p>	<p>〇〇町 1-1</p> <p>(078) 111-1111</p> <p>スマホやカーナビ検索を誘導するもの</p>

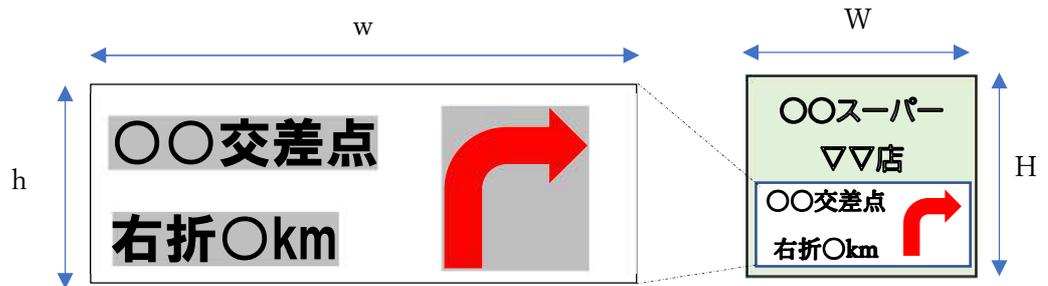
Q

「表示面の面積に対する割合1/4 以上」の算定方法は？

方向、距離等の誘導に係る表示部分の割合は、広告物全体の表示面積 $(H \times W)$ の4分の1以上としてください。

なお、方向、距離等の誘導に係る表示部分は、文字・記号等の外郭線を囲んだ面積とします。したがって、地色部分や、意図的に設けた余白部分はこれに含めません。

(下図  部分の合計を表示面積とします) ⇒ $h \times w$ ではありません！



5 可変表示式広告物等

Q 許可基準を知りたい。

可変表示式広告物の許可基準については、以下のとおりです。

必ず守る基準

○住居系地域

- ・ 自家用広告物等であること
- ・ 設置数は一の敷地につき1個以下とすること
- ・ 一方向の表示面の面積は5㎡以下とし、表示面積の合計は10㎡以下とすること
- ・ 上端の地上からの高さは5m以下とすること
- ・ 壁面を利用する広告物等の表示面積の合計を算出するにあたっては、当該可変表示広告物等の表示面積に5を乗じて得た面積を用いること

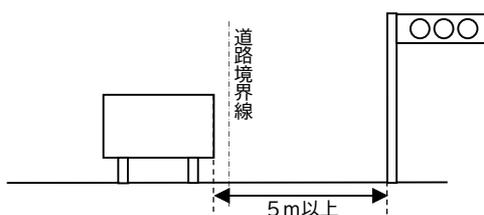
○非住居系地域で、かつ住居系地域から100m以内で視認できる地域

- ・ 一方向の表示面の面積は10㎡以下とし、表示面積の合計は20㎡以下とすること
- ・ 上端の地上からの高さは10m以下とすること
- ・ 壁面を利用する広告物等の表示面積の合計を算出するにあたっては、当該可変表示広告物等の表示面積に4を乗じて得た面積を用いること

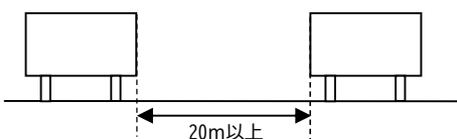
※上記のほか、通常の共通基準及び個別基準に適合させる必要があります。

配慮していただきたい基準

○交通信号機・踏切からの距離は5m以上とし、その効用を妨げないようにしてください



○他の可変表示式広告物との距離は20m以上としてください



壁面利用同士、建植と壁面利用との相互
距離も20m以上としてください

○禁止地域には掲出しないでください

○周辺環境との調和を図ってください

- ・色相差や彩度差の大きい色同士は使用せず、まぶしすぎない明るさ（輝度）としてください
- ・過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした表示速度としてください
- ・表示するコンテンツは公序良俗に反しないものとしてください
- ・不快感や不安感を与えない音量や音色としてください

○公共の「防災」・「緊急」等の情報発信に協力してください

防災ネットあかし

検索

Q 可変表示式広告物は「LEDサイン等」に含まれる？

施行規則第4条に規定する別表第1 共通基準5（「条例のしおり」P8⑤）の「LEDサイン等」とは、ネオン管、発光ダイオードなどを利用するもので、その光源を直接視認できるものを指しますが、用語の定義上、「可変表示式広告物等」はこれに含みません。

種類	表示方法	例
LEDサイン等	ネオン管、発光ダイオードなどを利用するもので、その光源を直接視認できるもの	
	電球等が露出しているもので、表示内容を変えることができないもの	
可変表示式広告物等	自ら発光して常時表示内容を変えることができるもの(カラー映像を再生することができる大型モニター等も含む)	
	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた表示内容が可変するもの	

Q

可変表示式広告物等の許可申請手数料の算定方法は？

一般の屋外広告物と同様、広告物の区分及び単位にしたがって算定します。

【算定に用いる面積の考え方】※実際の表示面積を $A \text{ m}^2$ とした場合

事項		条例のしおり 該当ページ	適用される基準	算定に用 いる面積
自家用広告物適用除外(許可不要)		P17 2-(1)	10 m^2 以下	$A \text{ m}^2$
一方向の表示面の面積	住居系	P9 ⑧-(3)	5 m^2 以下	$A \text{ m}^2$
	非住居系	P9 ⑨-(1)	10 m^2 以下	
手数料の算定		P24	手数料表による	$A \text{ m}^2$
壁面または塀、垣を 利用する場合の 表示面積の合計算定	住居系	P9 ⑧-(5)	・壁面面積の 1/5 以下 ・塀、垣面積の 1/4 以下	$5A \text{ m}^2$
	非住居系	P9 ⑨-(3)	・壁面面積の 1/4 以下 ・塀、垣面積の 1/4 以下	$4A \text{ m}^2$

Q

道路等で敷地が分断されている場合、「一の敷地」はどのように判断すべき？

「事業所と専用駐車場」など一体的に利用される場合であっても、それぞれを別敷地として判断します。

Q

その他注意すべき項目は？

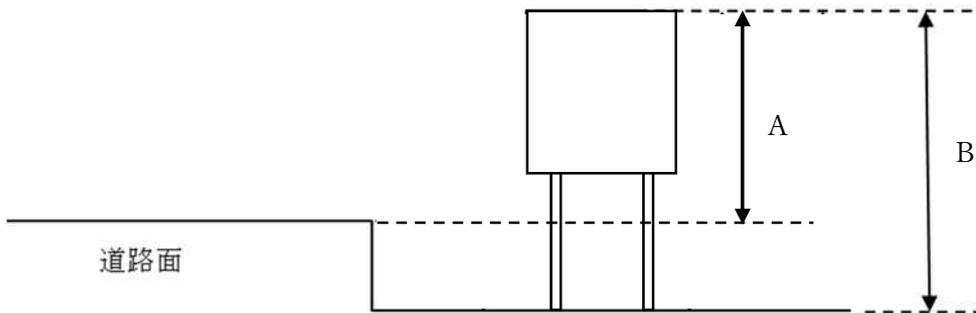
申請内容によっては、市職員が現地確認する場合がありますのでご了承ください。

6 その他全般

Q 道路と設置場所で高低差がある場合、地上からの高さはどこで判断する？

○道路面より設置場所が低い場合

構造上の安全面を考慮して、B を地上からの高さとして判断します。



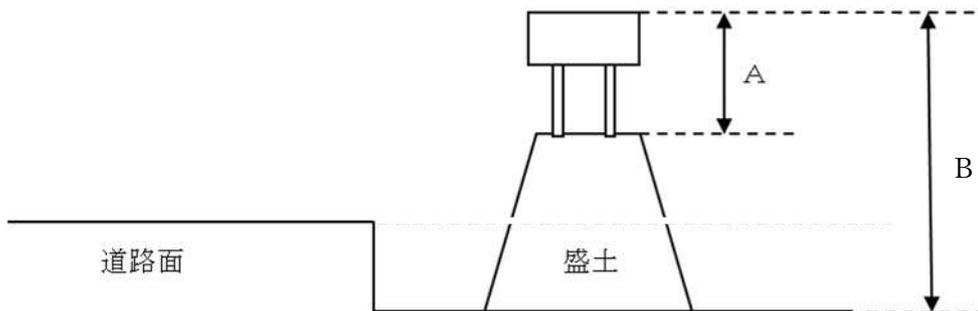
○道路面より設置場所が高い場合

ア) 広告物等の掲出を目的として盛土されている場合

→ 広告物等の一部として考え、B を地上からの高さとして判断します。

イ) 広告物等の掲出を目的としていない盛土部分に設置する場合

→ A を地上からの高さとして判断します。

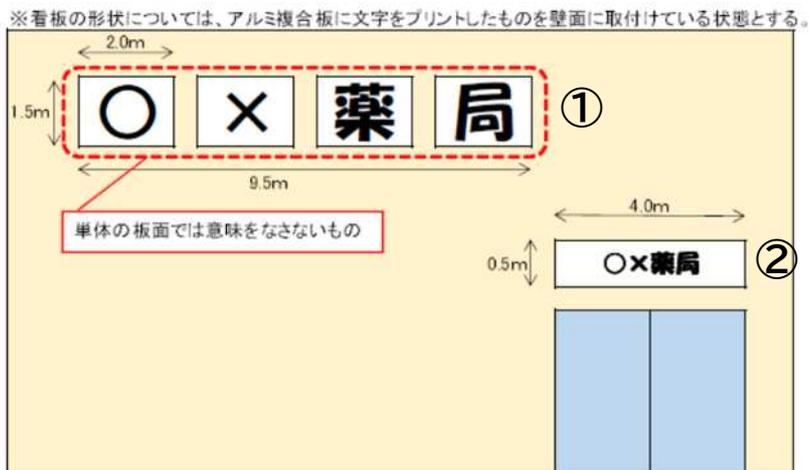


Q

複数の板面に表示する広告物の手数料に係る表示面積の算定方法は？

単体の板面で意味を成すものか否かで判断します。

ア)1枚の板面に1文字ずつ表示



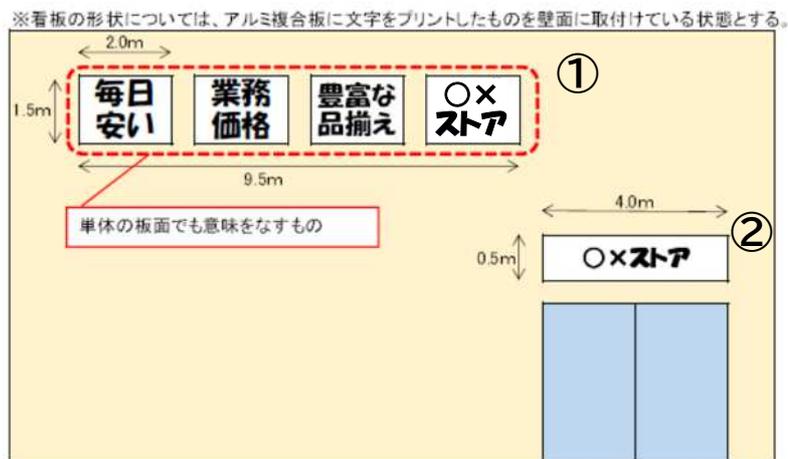
「○」「×」「薬」「局」は単体の板面では意味をなさないため、4枚を合計したもので1つの広告物等として表示面積を算定し、以下のとおりとします。(板面の間隔も表示面積に含めます)

① $1.5\text{m} \times 9.5\text{m} = 14.25 \text{ m}^2$ (手数料 3,000 円)

② $0.5\text{m} \times 4.0\text{m} = 2.0 \text{ m}^2$ (手数料 1,000 円)

合計 4,000 円

イ)1枚の板面に1単語ずつ表示



点線囲み内の4枚は、単体で意味をなすためそれぞれ1つの広告物等として表示面積を算定することとし、以下のとおりとします。

① $1.5\text{m} \times 2.0\text{m} = 3.0 \text{ m}^2 / \text{枚}$ (手数料 1,000 円 \times 4 = 4,000 円)

② $0.5\text{m} \times 4.0\text{m} = 2.0 \text{ m}^2$ (手数料 1,000 円)

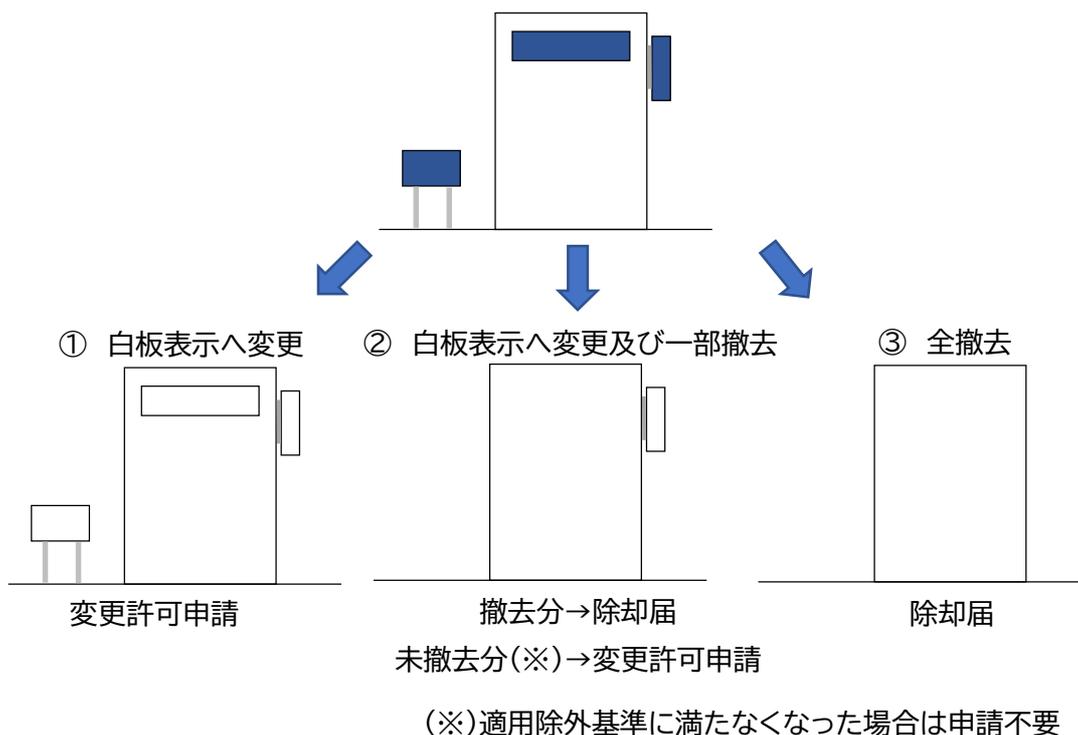
合計 5,000 円

$1.5\text{m} \times 2.0\text{m} \times 4\text{枚}$
 $= 12.0 \text{ m}^2$
 (手数料 3,000 円)
 とならないので注意!

Q 白板表示へ変更した場合は除却とみなされる？

白地板面は「広告物を表示するための板面」であり、また、掲出物件は「広告物の掲出を目的として設置されている物件」であることから、白地であっても「広告物等」として許可申請の対象となります。

広告物の表示を白くしても、板面及び板面を表示するための構造物(支柱等)が残っている場合、また、掲出物件が残っている場合は除却とみなしません。



内 容	必要な手続き	手続きを行う者	次回の更新案内送付の有無
① 白板表示へ変更	変更許可申請 (白板表示への 意匠変更として)	原則として 許可時の申請者 (※)	変更許可申請者あてに送付
② 白板表示へ変更 及び一部撤去	撤去分→除却届 未撤去分→変更許可 (適用除外基準に満 たない場合は申請不 要)		未撤去広告物については変更許 可申請者あてに送付 (未撤去広告物が適用除外基準と なった場合は送付されないため、 追加やサイズ変更が生じた時点 で相談要)
③ 全撤去	除却届		送付されない (適用除外基準を超えて再設置等 されるまで申請不要)

(※)許可時の申請者以外が申請する場合は「表示・設置者変更届」を提出してください

Q

白板表示への変更許可後、新たに掲出するテナント等が決まった場合は？

あらためて意匠変更等による変更許可申請をしてください。

従前の申請者に代わり、新事業者等が申請される場合であっても、「表示・設置者変更届」(押印不要)を添付することで、前回からの変更許可として申請することができます。